

協議事項 1 副会長の選出について

南会津町地域公共交通会議は南会津町地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第4条及び南会津町地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第5条により、南会津町副町長が会長となっておりますが、令和4年2月28日付けで会長（南会津町副町長）が辞職し、令和4年6月14日現在、会長及び副会長が不在となっております。

当面の間、地域公共交通会議の運営にあたり、その職務を代理する副会長を選出する必要があります。（規約第5条第5項「会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。」）

要綱第4条第4項及び規約第5条第4項により、「副会長は、委員の中から互選により選出すること」となっている事から協議させていただくものです。

今回、副会長について事務局案として下記のとおり提案いたします。

【事務局案】

（副会長）南会津町社会福祉協議会 事務局長 渡部 浩治